

令和6年12月6日

各所属長殿

生活安全部長

連続強盗事件等を受けた緊急対策推進上の留意事項について（通達）

「連続強盗事件等を受けた緊急対策について（通達）」（令和6年10月22日付け生企発第1008号）により、犯罪実行者募集情報に応募して犯罪に加担しようとする者等に対する呼び掛け等が指示されたところであるが、犯罪加担防止対策に加えて、下記の留意事項等を踏まえた強盗等の被害防止対策についても強力に推進すること。

記

1 犯罪加担防止対策

(1) 各種広報媒体を活用した犯罪加担防止の呼び掛け

いわゆる「闇バイト」への加担防止にかかる既作成のチラシ、動画等を活用し、警察で利用可能な広報紙等への掲載のほか、各自治体、防犯ネットワーク等利用可能な多種多様な媒体により、広く広報啓発に努めること。

(2) 中高生や大学、専門学校生等に対する啓発活動

管内の教育委員会等関係機関と連携し、中学生、高校生、大学生、専門学校生などの学生を対象に、非行防止教室や講義を積極的に実施して、「闇バイト」の危険性や個人情報を安易に送らないことなどを周知すること。

また、これら学生の保護者も巻き込んだ広報啓発に配慮すること。

(3) 上記以外の若年層に対する啓発活動

学生以外の若年層に対しては、管内の商工会議所などと連携し、対象となる社員などに対する注意喚起のほか、ハローワーク等関係機関等とも連携し、注意喚起に努めること。

なお、ハローワークとの連携については、現在長野県労働局に協力依頼を行っているので、具体的な事項については追って連絡する。

(4) 少年に関する広報啓発活動を行うに当たっての留意点

過去事例では、少年が犯罪に加担しようとした背景に、

- ・心理的なプレッシャーを加える（身分証等を送らせるなど）
- ・心理的ハードルを下げる（相手方を「詐欺師である」などと告げたり、高額な報酬を約束するなど）
- ・同調圧力を利用する（当初は違法ではない仕事と提示し、グループに引き入れた上で、関係を絶ちにくい心理状況を作るなど）

など、犯人グループが少年の金銭欲求や心理的脆弱性を利用する働き掛けを行っていることから、少年に関する広報啓発を行うに際しては、以下の点に留意すること。

ア 検挙された少年には、学生のほか、有職、無職少年もいることから、学校からのアプローチはもとより、街頭補導活動、少年相談活動等を通じた個別指導や、ボランティアや自治体と連携した啓発等により、情報が幅広い対象に行き届くよう工夫すること。

イ 少年の心理的脆弱性が利用されていることを踏まえ、1人で判断することなく、周囲の大人や警察に相談することが重要である旨の広報啓発を行うこと。

ウ 少年がSNS上の書き込みを犯罪実行者募集情報であることに気付くことができるよう、警察庁が作成した、別添「犯罪実行者募集の実態～少年を「使い捨て」にする「闇バイト」の現実～」を活用し、広報啓発を実施すること。

(5) 相談窓口等の周知徹底

犯罪を行う前に、適切な相談先に相談がなされるよう、110番や警察相談電話「#9110」のほか、匿名通報ダイヤル「0120-924-839」、ヤングテレホンダイヤル「026-232-4970」等の具体的な相談先を明示すること。

加えて、警察は、相談を受けた本人や家族を保護等する用意があることや、自身が犯罪に関与すると取り返しのつかない結果を招くことについても周知すること。

2 被害防止対策

(1) 地域住民に対する自主防犯意識の醸成

これまでの強盗被害事例から、犯罪グループは事前に資産状況や間取り、防犯対策等について下調べをしている可能性があることから、

- ・資産状況などの個人情報聞き出すような電話があっても決して答えないこと
- ・多額の現金を自宅に置かないこと（いわゆるタンス預金はしない）
- ・防犯の基本である「施錠の徹底」

などについて呼び掛け、地域住民の自主防犯意識の向上を図ること。

(2) 防犯機器の設置等にかかる具体的な呼び掛け

家屋の防犯能力の更なる向上のため、防犯カメラ、センサーライト、防犯機能付きインターホン、補助錠、防犯砂利等の防犯機器等の有効性を紹介し、これら機器の普及促進に努めること。

なお、設置等に係る費用の補助がなされるよう、管内自治体への働き掛けも行うこと。

(3) 防犯性能の高い建物部品の紹介及び推奨

警察庁を含めた官民合同会議では、侵入窃盗被害防止のため、侵入に5分以上の時間を要するなど一定の防犯性能があると評価した建物部品（以下「CP部品」）の普及に努めていることから、防犯ガラスや防犯フィルムなどのCP部品についても、実演なども交えて紹介し、推奨すること。

※「CP」とは、Crime Prevention（防犯の意）の頭文字で、防犯部品に付されているCPマークは、CP部品だけが表示できる共通標章。

担 当：生活安全企画課（地域安全推進係）

人身安全・少年課（少年サポートセンター）

「闇バイト」は犯罪！ たった一度でも犯罪行為に加担すれば犯行グループからの離脱は困難

■ 基本的パターン

- ① 自らX（旧ツイッター）等のSNSで「高額報酬」等を検索して応募、又は不良交友関係に端を発する知人・先輩からの勧誘
- ② 犯行グループからの指示で匿名性の高いアプリ（主にシグナル）をインストールさせられ、以後、同アプリを使ってやりとり
- ③ 犯行グループから言葉巧みに個人情報を探られ、言われるがまま運転免許証等の身分証明書の写真をアプリで送信
- ④ 業務内容（犯罪行為）が明らかにされ、拒否すれば個人情報を基に脅され、犯行グループから抜け出すことができずに捕まるまで犯罪に加担

■ 【CASE】 犯行グループが指示する業務等の内容

- ・ 「やる気があればたくさん稼げる」「仕事にもよるが1日10万円以上は確実にもらえる」と荷物受け取りの指示を受けた
- ・ 最初は「簡単な運搬の仕事」と説明されたが、後に「報酬を上積みするから違う仕事をして欲しい」「知り合いのオーナーの金塊を取ってきてもらう」等と「タタキ（強盗）」を指示された
- ・ 「相手は詐欺をした奴だから何をしてもいいので金を奪え」「相手は悪いことで金を得た奴だから警察には通報できない」と指示された

■ 【CASE】 犯行グループ等による脅迫行為

- ・ 誘ってきた先輩はヤンキーで怖い人として有名で断ると何かされるかもしれないと思い、「タタキ（強盗）」をすることを決めた
- ・ ワイヤレスイヤホンで指示役から「家に入れ」と指示が来たので口答えすると血だらけの他人の写真が送られてきた
- ・ 指示役から「中にもし人がいたら殺しちゃっていいから」と言われ、従わざるを得なかった

■ 【CASE】 「使い捨て」にされる少年たち

- ・ SNSで「闇バイト」に応募した先輩に誘われ「受け子」をしたが、手に入れた現金は全て指定口座に振り込まれ、報酬は一切支払われなかった
- ・ 「報酬は後でまとめて支払う」と言われていたが、結局一度も支払われることがないまま逮捕された
- ・ 受け子としてキャリアケースを持って全国を転々とさせられ、逮捕されるまでホテルや漫画喫茶に寝泊まりしながら犯行を続けていた

犯罪実行者募集に応募した少年の動機

■ 安易な考えから犯罪に加担しエスカレート

- ・ 過去に特殊詐欺の受け子などの経験があったので「どんな案件でもできるだろう、金を手に入れてやろう」と思い「タタキ（強盗）」に応募した
- ・ 小遣い以外で自分で自由に使えるお金が手に入ると思い「やります」と答えた

検挙された少年たちの声

■ 犯行前後の心境・同じ過ちを犯さないために伝えたいこと

- ・ 「やりたくないけど後には引けない。警察に捕まったらどうしよう」「犯行グループから脅されて抜け出せなかった。後悔している」
- ・ 「今後も犯行グループからしつこく誘われないか、家族に影響が及ばないかと思うと不安で仕方ない」
- ・ 「「闇バイト」に手を染めれば必ず捕まる。家族に相談するなど勇気を持って断ってほしい」